

第101期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時

開催
場所

兵庫県宝塚市新明和町1番1号
当社本社5階大会議室

※末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

- ・議決権は、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより、事前に行使していただくよう、お願いいたします。
- ・インターネット上で、株主総会のライブ中継及び事前質問の受け付けをいたします。詳細につきましては、5～6ページをご参照ください。

株主総会におけるお土産の配付は取りやめております。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

(証券コード 7224)

2025年6月4日

(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

兵庫県宝塚市新明和町1番1号

新明和工業株式会社

取締役社長 五十川 龍之

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.shinmaywa.co.jp/ir/general_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※「銘柄名（会社名）」欄に当社名又は「証券コード」欄に「7224」を入力の上、「検索」
をクリックし、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます
ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月23日（月曜日）午後5
時までに議決権を行使してくださいよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 当社本社5階大会議室
（末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

以 上

-
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。なお、監査役及び会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「主要な事業所及び工場」「使用人の状況」「主要な借入先及び借入額」「会社の株式に関する事項」「社外役員に関する事項」「会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結計算書類の連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」
 - ・計算書類に係る会計監査人の監査報告書

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。7ページ以降の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時到着

インターネットによる行使の場合

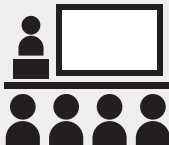


当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2025年6月23日（月曜日）午後5時まで**に、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。
- (4) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

株主総会のライブ中継及び事前質問の受付のご案内

インターネット上の株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下「本サイト」といいます。）において、株主総会のライブ中継及び本株主総会の目的事項に関する事前質問の受付をいたします。

本サイトへのアクセスの方法、ライブ中継のご視聴の方法、事前質問の方法その他の詳細につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 本サイトへのアクセス・ログインの方法

以下のいずれかの方法により、本サイトにアクセスし、ログインしてください。

(1) スマートフォン・タブレット等からアクセスする場合

- ① 議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に印刷されているQRコードをスマートフォン・タブレット等のカメラで読み取ってください。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(2) PCからアクセスする場合又はQRコードを読み取ることができない場合

- ① ご利用のブラウザのアドレスバーに「<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>」とご入力ください。
- ② 表示されたログイン画面の所定の入力欄に、議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に記載されている「ログインID」と「パスワード」(*)をご入力ください。

※ 議決権行使サイトで使用するパスワードとは異なりますので、ご注意ください。

- ③ 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

2. 株主総会のライブ中継

(1) 配信日時

2025年6月24日（火曜日） 午前10時 ～ 株主総会終了時刻まで

※ 配信ページは、本株主総会開始時間の約30分前（午前9時30分頃）からアクセス可能です。

※ 天災地変その他のやむを得ない事由により、ライブ中継を実施できなくなる可能性があります。

(2) ライブ中継の視聴方法

- ① 上記の配信日時に本サイトにログインし、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ② ライブ視聴等に関する利用規約にご同意の上、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

(3) ライブ中継のご視聴に係るご留意事項

- ・インターネットによる株主総会のライブ中継のご視聴は、会社法が定める株主総会への「出席」には該当しないため、ライブ中継において議決権を行使したり質問を行ったりすることはできません。
- ・議決権の行使は、3ページ及び4ページをご参照の上、議決権行使書用紙又はインターネットにより事前に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ライブ中継ご視聴のためのQRコード、「ログインID」及び「パスワード」を第三者に譲渡・開示したり、ライブ中継の映像や音声をSNS等で公開したりすることはお控えください。

- ・通信障害等によりライブ中継のご視聴が困難になった場合でも、復旧を待たずに議事を進めさせていただきます。
- ・ライブ中継をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

3. 事前質問の受付

(1) 受付期間

本招集通知到着後 ～ 2025年6月13日（金曜日）午後5時まで

(2) 受付方法

- ① 上記受付期間内に本サイトにログインし、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

(3) 事前質問に係るご留意事項

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、本株主総会当日にご回答させていただく予定です。
- ・株主様のご関心が高いと思われるものであっても本株主総会当日にご回答できないご質問については、本株主総会終了後、当社ウェブサイト上にご回答を掲載させていただく予定です。
- ・事前に頂戴した全てのご質問に対して、必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねます。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

	PC		モバイル		
	Windows	Mac	iPad	iPhone	Android
OS	Windows10以降	macOS 10.13 High Sierra以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降
ブラウザ	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari, Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

- ※ 各ブラウザは最新バージョンをご利用ください。
- ※ 上記推奨環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。
- ※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

本サイトに関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  0120-676-808（通話料無料）受付時間 平日午前9時～午後5時
--	--

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な配当の実施に向け、DOE（株主資本配当率）を採用し、中期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030 Phase 2 【拡大】」の適用期間中における配当の目標水準をDOE 3 %程度に設定しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績等に鑑み、1株につき27円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき25円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき52円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円 総額1,784,450,628円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月25日

〔ご参考〕配当金とDOEの推移

区 分		第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (当事業年度) (2024年度)
1株当たり年間配当金(円)		42	45	47	52
	中 間 (円)	19	21	22.5	25
	期 末 (円)	23	24	24.5	27
D O E (%)		3.1	3.1	3.0	3.1

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状並びに今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役を選任し、かつ委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の実効性のさらなる向上を図ること及び監査等委員会と内部監査部門の連携の促進等を通じて監査体制の強化を図ること、並びに取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督の下、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を図ること等を目的として、現行の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することとしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 相談役制度を廃止することに伴い、現行定款第23条（相談役および顧問）の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。
なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款		変 更 案	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条	<条文省略>	第1条	<現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ゝ <条文省略> (3) (4) 中古自動車の販売、リースおよびレンタル (5) 電気機械器具、産業機械器具、自動機械器具、建設機械器具、理美容機械器具ならびにその他鉄工およびアルミ製品の製造、販売および修理 (6) 食品機械装置、化学機械装置、繊維機械装置、環境保全機械装置、立体駐車設備ならびにそれらの関連機械器具装置の製造、<u>据付</u>、販売および修理 (7) ゝ <条文省略> (13) 第3条 <条文省略> (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ゝ <現行どおり> (3) (4) <u>自動車および中古自動車の販売、リースおよびレンタル</u> (5) 電気機械器具、産業機械器具、自動機械器具、建設機械器具、理美容機械器具ならびにその他鉄工およびアルミ製品の製造、販売、<u>据付</u>、<u>リース</u>、<u>レンタル</u>および修理 (6) 食品機械装置、化学機械装置、繊維機械装置、環境保全機械装置、立体駐車設備ならびにそれらの関連機械器具装置の製造、販売、<u>据付</u>、<u>リース</u>、<u>レンタル</u>および修理 (7) ゝ <現行どおり> (13) 第3条 <現行どおり> (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第5条 <条文省略> 第2章 株式 第6条 <条文省略> 第10条 （株主名簿管理人） 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 （株式取扱規則） 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3章 株主総会 第13条 <条文省略> 第18条	第5条 <現行どおり> 第2章 株式 第6条 <現行どおり> 第10条 （株主名簿管理人） 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 （株式取扱規則） 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会から委任を受けた取締役が定める株式取扱規則</u>による。 第3章 株主総会 第13条 <現行どおり> 第18条

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 ＜新 設＞ (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新 設＞ ＜新 設＞	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、<u>8</u>名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議により、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第21条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 2 代表取締役は当会社を代表し、その業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 (相談役および顧問) 第23条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。 (取締役会の招集および招集通知) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。 3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 代表取締役は当会社を代表し、その業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。 <削 除> (取締役会の招集および招集通知) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集する。 3 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第25条 <条文省略> (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> <新 設> 第27条 <条文省略> (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。 第29条 <条文省略> 第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員数) 第30条 当会社の監査役は、<u>5 名以内とする。</u>	第24条 <現行どおり> (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、<u>法令の定めに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第27条 <現行どおり> (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> 第29条 <現行どおり> 第 5 章 <u>監査等委員会</u> <削 除>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	<削 除> <削 除> (常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(<u>監査役会規則</u>) 第<u>35</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。 (<u>報酬等</u>) 第<u>36</u>条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。 (<u>監査役の責任限定契約</u>) 第<u>37</u>条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 計算 第<u>38</u>条 　　　　　<条文省略> 第<u>41</u>条 　　　　　　　　　　<新　　設>	(<u>監査等委員会規則</u>) 第<u>32</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。 　　　　　　　　　　<削　　除> 　　　　　　　　　　<削　　除> 第6章 計算 第<u>33</u>条 　　　　　<現行どおり> 第<u>36</u>条 　　　　　　　　　　<u>附　　則</u> (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>第101期定時株主総会終結前の監査役（監査役であつたものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第37条の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものがあります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであり、各候補者の詳細は、18ページから22ページに記載のとおりであります。

なお、各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名	候補者の属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出席率)	取締役在任年数	性別
1	五十川 龍之 いそがわ たつ ゆき	再任	代表取締役 取締役社長	13／13回 (100%)	10年	男性
2	久米 俊樹 くめ とし き	再任	取締役 常務執行役員	13／13回 (100%)	6年	男性
3	榎原 敬士 くに はら たか し	再任	取締役 常務執行役員	13／13回 (100%)	3年	男性
4	長井 聖子 なが い せい こ	再任 社外 独立	社外取締役	13／13回 (100%)	6年	女性
5	梅原 俊志 うめ はら とし ゆき	再任 社外 独立	社外取締役	13／13回 (100%)	3年	男性
6	浅見 彰子 あさ み あき こ	新任 社外 独立	—	—	—	女性

社外

 社外取締役候補者

独立

 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

(注) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、各取締役候補者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合には、その被保険者となります。D&O保険の契約内容の概要は以下のとおりであり、2025年6月に同内容での更新を予定しております。

① 填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補します。

② 保険契約の期間

1年間

③ 被保険者の実質的保険料負担割合

全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担します。

④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないとすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置しております。

候補者番号

1

い そ がわ たつ ゆき
五十川 龍之

1959年7月2日生（65歳）

再任

◆ 所有する当社株式の数：59,377株

◆ 在任年数（本総会終結時）：10年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

男性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社

2012年 4月 当社執行役員

当社パーキングシステム事業部副事業部長
東京エンジニアリングシステムズ株式会社（現
新明和パークテック株式会社）常務取締役

2014年 4月 当社パーキングシステム事業部長

2015年 4月 当社常務執行役員

2015年 6月 当社取締役

2016年 4月 当社専務執行役員

2017年 4月 当社代表取締役（現任）

当社取締役社長（現任）

◆ 取締役候補者とした理由

パーキングシステム事業部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は代表取締役取締役社長として当社の経営の中枢を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

2

く め とし き
久米 俊樹

1967年1月27日生（58歳）

再任

◆ 所有する当社株式の数：26,385株

◆ 在任年数（本総会終結時）：6年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

男性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2014年 4月 当社財務部長（現任）

2017年 4月 当社執行役員

2019年 4月 当社常務執行役員（現任）

2019年 6月 当社取締役（現任）

◆ 取締役候補者とした理由

これまで財務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

3

くに はら たか し
榎 原 敬 士

1963年2月13日生（62歳）

再 任

◆ 所有する当社株式の数：22,851株

◆ 在任年数（本総会終結時）：3年

男 性

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2022年 4月 当社新事業戦略本部長（現任）

2012年 4月 当社執行役員

2022年 6月 当社取締役（現任）

当社流体事業部長

2016年 4月 当社常務執行役員（現任）

〔当社における担当〕 モノづくり担当

◆ 取締役候補者とした理由

これまで流体事業部門、新事業戦略部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役・常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

4

なが い せい こ
長 井 聖 子

1960年6月22日生（64歳）

再 任

社 外

独 立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 在任年数（本総会終結時）：6年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

女性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月	日本航空株式会社入社	2008年 4月	同社機内販売グループ長
1995年 4月	同社客室乗務員訓練教官担当	2012年 4月	株式会社ジャルエクスプレス客室部室長
1997年 4月	同社国内線先任資格取得	2014年10月	日本航空株式会社羽田第4客室乗員室室長
1998年 4月	同社国際線先任資格取得(チーフパーサー)	2015年 4月	学校法人関西外国語大学外国語学部教授(現任)
2002年10月	同社機内販売グループ商品企画担当	2019年 6月	当社社外取締役（現任）
2006年12月	同社客室乗務管理職	2021年 6月	王子ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

〔重要な兼職の状況〕

・学校法人関西外国語大学外国語学部教授

・王子ホールディングス株式会社社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本航空株式会社での勤務を経て、学校法人関西外国語大学において教授として研究、教育に携わるとともに、王子ホールディングス株式会社社外取締役も務める等の多様な経験を有しております。かかる経験及び取締役会においてジェンダーの視点が確保されることにより、経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督が行われるとともに、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、社外取締役候補者としたものであります。同氏には、引き続き、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と学校法人関西外国語大学及び王子ホールディングス株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が社外取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

当社は、2025年3月25日、機械式駐車装置の設置工事に関して、他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記事案が発覚するまで、その事実を認識していませんでしたが、平素から取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行ってまいりました。また上記事案の発覚後は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

候補者番号

5

うめ はら とし ゆき

梅 原 俊 志

1957年9月3日生（67歳）

再 任

社 外

独 立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 在任年数（本總會終結時）：3年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

男 性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月 日東電工株式会社入社	2021年 6月 不二製油グループ本社株式会社 (現 不二製油株式会社)社外取締役(現任)
2010年 6月 同社執行役員	2022年 6月 第一稀元素化学工業株式会社社外取締役(現任) 当社社外取締役（現任）
2013年 6月 同社上席執行役員	2022年 9月 株式会社 J C C L 社外取締役
2015年 6月 同社取締役常務執行役員	2023年 4月 株式会社 J C C L 代表取締役（現任）
2017年 6月 同社取締役専務執行役員	
2019年 6月 同社代表取締役専務執行役員	
2020年 6月 同社代表取締役専務執行役員退任	

〔重要な兼職の状況〕

- ・不二製油株式会社社外取締役
- ・株式会社 J C C L 代表取締役
- ・第一稀元素化学工業株式会社社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日東電工株式会社において代表取締役専務執行役員を務めるなど、会社経営に関する豊富な実務経験を有しております。かかる経験に基づき、経営陣から独立した客観的な立場から経営の監督が行われるとともに、経営に関する助言が得られ、また中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、社外取締役候補者としたものであります。同氏には、引き続き、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と不二製油株式会社、第一稀元素化学工業株式会社及び株式会社JCCLとの間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が社外取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

当社は、2025年3月25日、機械式駐車装置の設置工事に関して、他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記事案が発覚するまで、その事実を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行ってまいりました。また上記事案の発覚後は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

候補者番号

6

あさ み あき こ
浅 見 彰 子

1964年11月7日生（60歳）

新 任

社 外

独 立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 在任年数（本総会終結時）：－

◆ 取締役会出席回数（出席率）：－

女 性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4月	イーストマン・コダック株式会社入社	2017年 6月	株式会社OKLife代表取締役退任
1997年 1月	ソニー株式会社VAIO事業部 設計開発部門係長		OKWave株式会社取締役退任
2003年 4月	同社ウォークマン事業戦略部 商品企画統括課長	2017年10月	タイガー魔法瓶株式会社顧問
2004年10月	同社研究開発本部事業戦略部統括課長	2018年10月	同社執行役員
2007年12月	株式会社OKLife代表取締役	2019年 4月	同社取締役（現任）
2011年 6月	OKWave株式会社取締役		

〔重要な兼職の状況〕

・タイガー魔法瓶株式会社取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

タイガー魔法瓶株式会社において取締役を務めるなど、会社経営に関する豊富な実務経験を有しております。かかる経験及び取締役会においてジェンダーの視点が確保されることにより、経営陣から独立した客観的な立場から経営の監督が行われるとともに、経営に関する助言が得られ、また中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、社外取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社とタイガー魔法瓶株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、同氏が社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。

◆ その他特記事項

同氏が取締役を務めるタイガー魔法瓶株式会社は、2021年8月31日、同社が製造する電気ケトルに係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認）があったとして、消費者庁から措置命令を受けております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、各候補者の詳細は、25ページから29ページに記載のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名	候補者の属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)	監査役 在任年数	性別
1	にしだこうじ 西田幸司	新任	常勤監査役	13／13回 (100%)	12／12回 (100%)	6年	男性
2	すぎやまえり 杵山栄理	新任 社外 独立	社外監査役	13／13回 (100%)	12／12回 (100%)	7年	女性
3	きむらふみひこ 木村文彦	新任 社外 独立	社外監査役	13／13回 (100%)	12／12回 (100%)	5年	男性
4	すずきあつこ 鈴木敦子	新任 社外 独立	—	—	—	—	女性

社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

(注) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である取締役に選任された場合には、その被保険者となります。D&O保険の契約内容の概要は以下のとおりであり、2025年6月に同内容での更新を予定しております。

- ① 填補対象となる保険事故の概要
被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補します。
- ② 保険契約の期間
1年間
- ③ 被保険者の実質的保険料負担割合
全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担します。

- ④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
- 保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないとすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることがないよう措置しております。

候補者番号

1

にし だ こう じ
西 田 幸 司

1961年2月20日生（64歳）

新 任

◆ 所有する当社株式の数：4,000株

◆ 監査役在任年数（本総会終結時）：6年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

◆ 監査役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

男 性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社

2003年4月 当社収計部長

2006年4月 当社経理部長

2009年7月 当社監査室副室長

2013年4月 当社監査室長

2018年8月 当社監査部長

2019年6月 当社常勤監査役（現任）

◆ 監査等委員である取締役候補者とした理由

経理財務部門、監査部門等において要職を歴任しており、経理財務及び内部監査の実務並びに関連法令に精通し、企業経営についても幅広い知識と経験を有しております。現在は常勤監査役として取締役の職務執行等の監査を行っており、同氏に監査等委員である取締役として職責を果たしていただくことが当社の監査機能の一層の向上とコーポレートガバナンスの充実に資すると判断したため、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該契約と同等の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

2

すぎ やま え り
枚 山 栄 理

1975年7月10日生（49歳）

新 任

社 外

独 立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 監査役在任年数（本総会終結時）：7年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

◆ 監査役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

女 性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2001年10月	弁護士登録（大阪弁護士会）	2010年12月	同庁退職
	はばたき綜合法律事務所入所	2013年7月	はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士（現任）
2008年11月	金融庁入庁（任期付職員）	2018年6月	当社社外監査役（現任）
	同庁検査局総務課金融証券検査官	2022年4月	神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授
2010年1月	同庁検査局総務課専門検査官	2023年6月	株式会社リニカル社外取締役（現任）
2010年6月	同庁検査局総務課専門検査官兼総務 企画局政策課課長補佐	2024年6月	ロート製薬株式会社社外監査役（現任）
		2025年3月	神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授退任

〔重要な兼職の状況〕

- ・ はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士
- ・ 株式会社リニカル社外取締役
- ・ ロート製薬株式会社社外監査役

◆ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としてコンプライアンスをはじめとする企業活動における法令をめぐる諸課題について高度の知見と豊富な経験を有することに加えて、他社でも社外取締役又は社外監査役として経営の監督・監査に携わっております。かかる経験及び取締役会におけるジェンダーの視点が確保されること等により、経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督が行われるとともに、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社とはばたき綜合法律事務所、株式会社リニカル及びロート製薬株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当該契約と同等の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

◆ その他特記事項

- ① 当社は、2025年3月25日、機械式駐車装置の設置工事に関して、他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記事案が発覚するまで、その事実を認識していませんでしたが、平素から取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行っておりました。また上記事案の発覚後は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行うなど、適切にその職務を遂行しております。
- ② 同氏が社外監査役を務めるロート製薬株式会社は、2025年3月25日、同社が製造するサプリメントに係る表示について、景品表示法に違反する行為（ステルスマーケティング告示）があったとして、消費者庁から措置命令を受けております。同氏は、上記事案が発覚するまで、その事実を認識していませんでしたが、平素から取締役会等において法令順守やリスク管理等の視点から意見の表明を行っておりました。また上記事案の発覚後は、それらに加えて原因究明や再発防止に関しても積極的に提言を行うなど、適切にその職務を遂行しております。
- ③ 同氏は、全保連株式会社の社外監査役候補者であり、2025年6月26日開催予定の同社定時株主総会において社外監査役として選任された場合には、これに就任する予定であります。当社と同社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。
- ④ 同氏の戸籍上の氏名は「新宮栄理」であります。

候補者番号

3

き むら ふみ ひこ
木 村 文 彦

1953年11月3日生（71歳）

新 任

社 外

独 立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 監査役在任年数（本総会終結時）：5年

◆ 取締役会出席回数（出席率）：13/13回（100%）

◆ 監査役会出席回数（出席率）：12/12回（100%）

男 性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年11月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2018年12月	有限責任監査法人トーマツ退職
1980年3月	公認会計士登録	2019年1月	木村文彦公認会計士事務所所長（現任）
1992年5月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員	2019年6月	カツヤマキカイ株式会社社外監査役（現任）
2015年6月	公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事（現任）	2020年6月	当社社外監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

- ・公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事
- ・カツヤマキカイ株式会社社外監査役
- ・木村文彦公認会計士事務所所長

◆ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計に関する高度の知見と豊富な経験を有し、企業における会計監査の実務にも精通しております。かかる経験に基づき、経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督が行われるとともに、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社とカツヤマキカイ株式会社との間には資材調達に係る取引関係がありますが、年間取引額が当社及び同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。また、当社と公益財団法人京都大学教育研究振興財団及び木村文彦公認会計士事務所との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当該契約と同等の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

◆ その他特記事項

当社は、2025年3月25日、機械式駐車装置の設置工事に関して、他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、上記事案が発覚するまで、その事実を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において法令順守に関して意見の表明を行ってまいりました。また上記事案の発覚後は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に関して積極的に意見の表明を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

候補者番号

4

すず き あつ こ
鈴 木 敦 子

1962年9月9日生（62歳）

新 任

社 外

独 立

◆ 所有する当社株式の数：0株

◆ 在任年数（本総会終結時）：—

◆ 取締役会出席回数（出席率）：—

◆ 監査役会出席回数（出席率）：—

女 性

◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)入社	2020年 5月	株式会社あさひ社外取締役
2008年 4月	同社理事CSR担当室長	2020年 6月	株式会社山善社外取締役
2011年10月	同社理事コーポレートブランドプランニング室長	2021年 3月	ライオン株式会社社外監査役
2015年 4月	アサヒビール株式会社社会環境部長	2021年 5月	株式会社あさひ社外取締役(監査等委員)(現任)
2017年 4月	同社理事	2024年 6月	株式会社山善社外取締役退任
	アサヒグループホールディングス株式会社	2025年 3月	ライオン株式会社社外監査役退任
	CSR部門ゼネラルマネジャー		

〔重要な兼職の状況〕

- ・株式会社あさひ社外取締役（監査等委員）

◆ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

パナソニック株式会社をはじめ複数の企業での就業経験を経て、株式会社あさひほか複数の企業で社外取締役又は社外監査役を務める等の多様な経験を有しております。かかる経験及び取締役会においてジェンダーの視点が確保されることにより、経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督が行われるとともに、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現する上で有益となる多様な視点を提供していただけるものと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と株式会社あさひとの間には取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。

◆ その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

【ご参考】取締役の経験・スキル・専門性について

第3号議案及び第4号議案が承認された場合の取締役の構成並びに各取締役が有する経験・スキル・専門性は、以下の表のとおりであります。

	取締役						監査等委員である取締役			
	社外取締役						社外取締役			
	五十川	久米	梶原	長井	梅原	浅見	西田	杵山	木村	鈴木
経営経験	●	●	●		●	●				
複数の事業経験	●	●			●	●				●
財務 (会計・資本政策)		●					●		●	
法務 (コンプライアンス・リスクマネジメント)							●	●	●	
経営戦略 (経営企画)	●	●			●	●				
グローバル			●	●	●					●
サステナビリティ (E S G)			●	●						●

【上記の経験・スキル・専門性を重視する理由】

経営経験	経営（業務執行）に対する実効的な監督を行うにあたり、自らも経営経験を有することは有益と考えるため
複数の事業経験	当社は多様な事業を行っており、その経営に対する実効的な監督を行うには複数の事業の経験があることが有益と考えるため
財務 (会計・資本政策)	財務基盤の強化、戦略的な投資等を行うことが持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を図る上で有益と考えるため
法務 (コンプライアンス・リスクマネジメント)	公正なコンプライアンス体制・適切なリスクマネジメント体制の構築・強化を図ることが持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を実現する上で有益と考えるため
経営戦略 (経営企画)	的確な経営戦略の立案、状況の変化に応じた柔軟な経営戦略の変更を図ること等が持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を実現する上で有益と考えるため
グローバル	海外事業の強化を図ることが中長期経営計画の目標の達成を目指す上で重要と考えるため
サステナビリティ (E S G)	ESGをはじめとするサステナビリティをめぐる諸課題に対応・解決を図ることが持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を実現する上で有益と考えるため

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の金銭報酬（月額報酬（固定報酬）及び賞与（業績連動報酬））の総額は、2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額520百万円以内（うち社外取締役に対しては月額報酬（固定報酬）のみ年額60百万円以内とし、賞与（業績連動報酬）の支給を行わないものとする。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、上記現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（月額報酬（固定報酬）及び賞与（業績連動報酬））の総額を年額520百万円以内（うち社外取締役分は月額報酬（固定報酬）のみ年額120百万円以内とし、賞与（業績連動報酬）の支給は行わないものとする。）とさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を、41ページから45ページに記載しております【ご参考：取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について】のとおり改定する予定であります。

本議案は、当該改定予定の方針にも合致するものであること、当社の事業規模、他社水準その他諸般の事情を総合的に勘案して、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであること、また社外取締役が委員長であり、かつ委員の過半数が社外取締役である「指名・報酬委員会」の事前の審議を経て、取締役会において決定したものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の金銭報酬の総額を年額120百万円以内（ただし、月額報酬（固定報酬）のみとし、賞与（業績連動報酬）の支給は行わないものとする。）とさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を、41ページから45ページに記載しております【ご参考：取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について】のとおりに改定する予定であります。

なお、本議案は、監査等委員である取締役が果たすべき職責、当社の事業規模、他社水準その他諸般の事情を総合的に勘案して取締役会で決定したものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案にかかる監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）を支給することをご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、同移行に伴い、上記現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る定めを廃止し、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給することとさせていた

だきたいと存じます。

なお、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には年額520百万円以内の金銭報酬の枠が設定され、また第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役には年額400百万円以内の金銭債権の枠が設定されますが、本議案に基づく金銭報酬債権は、これらの報酬枠とは別枠とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）といたします。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を、41ページから45ページに記載しております【ご参考：取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について】のとおり改定する予定であります。

本議案の内容は、当該改定予定の方針にも合致するものであり、また社外取締役が委員長であり、かつ委員の過半数が社外取締役である「指名・報酬委員会」の事前の審議を経て、取締役会において決定したものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、役位別に世間水準等を参照して水準を審議した上で、同委員会からの答申内容を踏まえ、取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年75,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとする。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範

囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

【本割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当を受けた日より、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役その他これに準ずる地位を退任又は退職する時点の直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間の開始日から当社の取締役会があらかじめ定める期間が満了する前に、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役、その他これに準ずる地位のいずれの地位からも正当な事由により退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関す

る事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員、理事及び当社のグループ会社の取締役の一部に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を当社又は当社のグループ会社の取締役会の決議により導入する予定です。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、業績に応じて当社の普通株式を交付するための報酬額として、2022年6月24日開催の第98期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）を支給することをご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、同移行に伴い、上記現在の業績連動型株式報酬に係る定めを廃止し、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、在任期間や業績目標達成度に応じて当社の普通株式を交付する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、対象取締役に対して、当社の普通株式の交付のための金銭債権を支給することといたしたいと存じます。

なお、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には年額520百万円以内の金銭報酬の枠が設定され、また第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役には年額50百万円以内の金銭報酬債権の枠が設定されますが、本議案に基づく金銭債権は、これらの報酬枠とは別枠といたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。）といたします。ただし、当該総額は、取締役会であらかじめ定める業績評価の対象期間（以下「業績評価期間」という。当初の業績評価期間は当社が2024年5月7日付で公表した中期経営計画に対応した2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度を予定しており、当初の業績評価期間終了後も原則としてこれに続く4事業年度を業績評価期間とする。）の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定して定めております。そして、業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しているため、実質的には、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の額は一事業年度あたり100百万円以内に相当すると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を、41ページから45ページに記載しております【ご参考：取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について】のとおり改定する予定であります。

本議案の内容は、当該改定予定の方針にも合致するものであり、また社外取締役が委員長であり、かつ委員の過半数が社外取締役である「指名・報酬委員会」の事前の審議を経て、取締役会において決定したものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、業績目標達成度により役位別に水準を審議した上で、同委員会からの答申内容を踏まえ、別途取締役会で決定することといたします。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

本制度に基づき、対象取締役に対して交付する当社の普通株式の数は、後述【本制度の概要】のとおり、あらかじめ取締役会において役割別の基準となる交付株式数（以下「基準交付株式数」という。）を定め、当該基準交付株式数をもとに在任期間や業績目標達成度に応じて

最終的に確定することとなります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年600,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含むものとする。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整することとする。以下同じ。）といたします。ただし、上記のとおり、本制度に係る金銭債権は、取締役会であらかじめ定める業績評価期間の経過後に、業績評価期間に対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当するを一括して支給する場合を想定しております。そして、業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しており、上記株式の総数についても、このような場合を想定して定めているため、実質的には、本制度に基づき対象取締役に対して交付する当社の普通株式の数は一事業年度あたり150,000株以内に相当すると考えております。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合には、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事、当社のグループ会社の取締役の一部に対しても、対象取締役に對するものと同様の制度を当社又は当社のグループ会社の取締役会の決議により導入する予定です。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、業績評価期間開始後の最初に開催される定時株主総会の日から、業績評価期間終了後の最初に開催される定時株主総会の日までの期間（以下「対象期間」という。）に係る報酬として、業績評価期間の業績の状況に応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に当社の普通株式を交付する制度です。

具体的な業績評価期間については3年から4年までの期間の範囲において、また、業績指標（以下「業績評価指標」という。）については連結営業利益及び連結ROE等の一ないし複数の業績指標を、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものといたします。

なお、当初の業績評価期間及び業績評価指標は、下表を予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものといたします。

【ご参考：当初の業績評価期間及び業績評価指標】

業績評価期間	2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度（中期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030 Phase 2【拡大】」の適用期間）
業績評価指標	3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROE

(1) 交付する株式数及び金銭債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、基準交付株式数を定め、②の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数（以下「最終交付株式数」という。）を算出し、③の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

① 基準交付株式数（※1）

対象取締役の役割別株式報酬基準額（※2）／基準株価（※3）

② 最終交付株式数（※1）

基準交付株式数×在任期間×業績目標達成度（※4）

③ 各対象取締役に支給する金銭債権の額

最終交付株式数×交付時時価（※5）

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものといたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役に株式の交付又は金銭債権の支給を行おうとする場合、本制度において交付する普通株式の総数又は支給する金銭債権の総額の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役に発行又は処分する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。

（※2）一事業年度あたりの基準額とし、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものといたします。

（※3）業績評価期間の開始日（ただし、当初の業績評価期間については、2024年4月1日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、その直後の取引日の終値）といたします。

（※4）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、0%～200%の範囲で、当社の取締役会においてあらかじめ定めるものといたします。

（※5）業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決

議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

(2) 対象取締役に対する当社の普通株式の交付条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記（１）に基づき算出される数の当社の普通株式を交付いたします。

① 対象取締役が、対象期間中、継続して、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったこと

② 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③ その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、対象期間中、新たに就任した取締役が存在する場合又は取締役の役割の変更があった場合には、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した数の当社の普通株式を交付するものいたします。

また、対象期間中に対象取締役が正当な理由により退任又は退職した場合（死亡により退任又は退職した場合を除く。）には、在任期間や業績目標達成度に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任又は退職した日の直後に開催される定時株主総会の日（ただし、対象取締役が、当社の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任する場合においては、当該定時株主総会が開催された日と読み替える。）の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（ただし、当該退任又は退職した日が業績評価期間の最終事業年度又は当該最終事業年度終了後最初の定時株主総会の開催日までの期間に属する場合には、交付時時価とする。）を乗じて得られる額の金銭のみを、並びに、対象期間中に対象取締役が死亡により退任又は退職した場合には、在任期間や業績目標達成度に応じて合理的に調整した数に、当該取締役の退任又は退職した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られる額の金銭のみを、本制度に基づく当社の普通株式の交付に代えて、支給するものいたします。

(3) 組織再編等における取扱い

対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されているときに限る。）には、在任期間や業績目標達成度

に応じて合理的に調整した数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて得られる額の金銭のみを、本制度に基づく当社の普通株式の交付に代えて、支給するものいたします。

以上

【ご参考：取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針について】

第5号議案から第8号議案を原案どおりご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を以下に記載しておりますとおり改定する予定であります。

① 役員報酬に関する基本方針

- ・ 経営理念、長期ビジョンに基づいた「中長期的な業績向上」と「持続的な企業価値の向上」を動機づける報酬体系とする。
- ・ 長期ビジョンの実現に向けて、優秀な経営人材を確保・維持するためのインセンティブのある報酬水準とする。
- ・ ステークホルダーに対して説明責任を果たせる「客観性」「透明性」の高い報酬体系とし、「指名・報酬委員会」での審議・答申の内容を踏まえ、取締役会の決議により「公正」に決定する。この「指名・報酬委員会」は、社外取締役のみで構成されるものとする。

② 役員報酬の体系

- ・ 役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、業績連動型株式報酬（非金銭報酬）で構成する。ただし、社外取締役については、独立かつ客観的な立場から当社の業務執行を監督するという役割に鑑みて、また監査等委員である取締役については、客観的な立場から当社の業務執行を監査するという役割に鑑みて、それぞれ月額報酬（固定報酬）のみとする。
- ・ 月額報酬（固定報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、職責を勘案して決定する。月額報酬を与える時期は、取締役の任期（選任後1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。）中の毎月とする。
- ・ 賞与（業績連動報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益をベースとし、連結営業利益、連結ROIC及び「中長期戦略の実現」に向けて当事業年度に取り組んだ中長期的な要素も加味し、これらを総合的に勘案して決定する。賞与（業績連動報酬）を与える時期は、定時株主総会の終了後の7月とする。
- ・ 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、役位に応じて決定する。譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）を与える時期は、毎年7月に年額を一括支給することとする。
- ・ 業績連動型株式報酬（非金銭報酬）は、株主総会において承認された範囲内で、役位、在任期間及び中期経営計画期間における業績目標達成度に応じて決定する。業績連動型株式報酬

(非金銭報酬)を与える時期は、業績評価期間である中期経営計画期間(3又は4事業年度)が終了した翌事業年度の7月に当該中期経営計画期間分を一括支給することとする。

③ 役員報酬の決定方法に関する方針

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に係る手続きの透明性及び内容の妥当性を高めるため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬を決定するにあたっては、あらかじめ「指名・報酬委員会」に諮問する。
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会であり、「指名・報酬委員会」での審議・答申の内容を踏まえ、取締役会で決議する。
- ・取締役会においては、取締役の個人別の報酬等の額の決定を、代表取締役 取締役社長 五十川龍之に一任することを決議している。かかる権限を代表取締役に委任することとした理由は、取締役の職務執行に対する評価は、各取締役が担当する業務の内容と、それらに対する各取締役の具体的な取り組み内容を詳細かつ俯瞰的に把握することができる立場にある代表取締役が行うことが適していると考えためである。なお、代表取締役に委任した権限が適切に行使されるようにするため、取締役会が委任決議をするにあたっては、代表取締役は「指名・報酬委員会」の審議結果を踏まえて具体的な報酬等の額を決定すべきこととしている。

④ 月額報酬(固定報酬)、賞与(業績連動報酬)の額又はその算定方法の決定に関する方針

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の月額報酬(固定報酬)及び賞与(業績連動報酬)に関し、2025年6月24日開催の定時株主総会において、支給するこれらの報酬等の金額の総額については年額520百万円以内(うち社外取締役に対しては月額報酬のみ、年間の総額は120百万円以内)とすること、取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないこととする旨決議されている。当該定時株主総会終結時における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役3名)である。

また、監査等委員である取締役の月額報酬(固定報酬)については、2025年6月24日開催の定時株主総会において、支給する当該報酬等は月額報酬のみ年間の総額120百万円以内と決議されている。当該定時株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役3名)である。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の月額報酬(固定報酬)は、監督報酬(一律同額)、助言報酬(社外取締役に適用、一律同額)、代表報酬(代表取締役に適用、一律同額)

及び執行報酬（社外取締役には非適用、役位別に一律同額）により決定する。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定するにあたっては、あらかじめ「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、月額報酬（固定報酬）については、役位別に世間水準を参照して水準を審議し、また賞与（業績連動報酬）については、親会社株主に帰属する当期純利益をベースに、役位別水準の妥当性等を審議するものとする。
- ・賞与（業績連動報酬）に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益、連結営業利益及び連結ROICであり、当該指標を選択した理由は、株主配当の原資等となる親会社株主に帰属する当期純利益、事業活動により生み出した連結営業利益、投下資本に対する税引後営業利益の割合を重要視しているためである。賞与（業績連動報酬）の額の決定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益をベースに取締役社長の水準を設定し、この取締役社長水準に役位別の係数を乗じ役位毎の水準を設定の上、担当部門の連結営業利益、連結ROICの増減、「中長期戦略の実現」に向けて当事業年度に取り組んだ中長期的な要素を加味して個別の額を決定する。
- ・監査等委員である取締役の報酬額を決定するにあたっては、株主総会において承認された上記報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

⑤ 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及び業績連動型株式報酬（非金銭報酬）とは別枠で、2025年6月24日開催の定時株主総会の決議により定められた金銭報酬債権総額の上限額（年額50百万円以内）及びその全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社普通株式数の上限数（年75,000株以内）の範囲内において、取締役会において決定する。
- ・譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）は、監督報酬（一律同額）及び執行報酬（役位別に一律同額）により決定する。
- ・譲渡制限付株式報酬の額を決定するにあたっては、「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会において、役位別に世間水準等を参照して、付与される譲渡制限付株式報酬の水準についての審議・答申の内容を踏まえて、取締役会において決議するものとする。

⑥ 業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

- ・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）とは別枠で、2025年6月24日開催の定時株主総会の決議により定められた金銭報酬債権総額の上限額（年額400百万円以内）及びその全部を現物出資財産として払い込むことにより発行又は処分される当社普通株式数の上限数（年

600,000株以内)の範囲内において、取締役会において決定する。なお、業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定し、その場合、1事業年度あたりでは、年額100百万円以内、年150,000株以内に相当する。

- ・業績連動型株式報酬の額を決定するにあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会において、業績目標達成度により役位別に付与される業績連動型株式の水準についての審議・答申の内容を踏まえて、取締役会において決議するものとする。
- ・本制度に基づき各対象取締役に支給する個別の最終交付株式数の算定方法は次のとおりとする。

「最終交付株式数 = 基準交付株式数 × 在任期間 × 業績目標達成度」

■基準交付株式数

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{役割別株式報酬基準額}}{\text{基準株価}}$$

■基準株価

業績評価期間の開始日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

■在任期間

$$\text{在任期間} = \frac{\text{在任月数}}{12}$$

■業績目標達成度

(A) 業績評価期間及び業績評価指標

業績評価期間	2025年3月期から2027年3月期までの3事業年度
業績評価指標	3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROE

(B) 具体的な算出方法

業績目標達成度は、当社の業績評価期間に対応した各事業年度に係る確定した連結貸借対照表及び連結損益計算書により算出される3年累積連結営業利益及び3年単純平均連結ROEの数値に基づいて、次の表に従って算出する。

				連結ROE（3年単純平均）						
ランク				S	A	B	C	D	E	F
以上				11.5%	10.5%	9.5%	8.5%	7.5%	6.5%	
未満					11.5%	10.5%	9.5%	8.5%	7.5%	6.5%
連結営業利益（3年累積）	S	540億円 (180億円/年)		200%	180%	160%	140%	120%	100%	0%
	A	500億円 (167億円/年)	540億円 (180億円/年)	180%	160%	140%	120%	100%	80%	0%
	B	460億円 (153億円/年)	500億円 (167億円/年)	160%	140%	120%	100%	80%	60%	0%
	C	420億円 (140億円/年)	460億円 (153億円/年)	140%	120%	100%	80%	60%	40%	0%
	D	380億円 (127億円/年)	420億円 (140億円/年)	120%	100%	80%	60%	40%	20%	0%
	E	340億円 (113億円/年)	380億円 (127億円/年)	100%	80%	60%	40%	20%	0%	0%
	F		340億円 (113億円/年)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

⑦ 月額報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定に関する方針

当社の役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）及び業績連動型株式報酬（非金銭報酬）により構成されており、年度ごとに賞与（業績連動報酬）の支給額を変動させること、また中期経営計画ごとに業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の支給額を変動させることから、支給割合は年度ごとに変動させるものとする。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【当連結会計年度の業績】

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
266,441 百万円 前年度比3.6%増(↑)	13,970 百万円 前年度比18.7%増(↑)	13,536 百万円 前年度比11.8%増(↑)	8,957 百万円 前年度比23.0%増(↑)

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調が継続した一方、物価の上昇、通商政策などアメリカの政策動向、金融資本市場の変動等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

こうした中、当社グループは、2030年を志向した長期経営計画【SG-Vision2030】のPhase 2に当たる、中期経営計画【SG-2026】を策定し、企業価値向上に向けた諸施策を推進しております。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は前年度並みの291,499百万円となり、売上高は266,441百万円（前年度比3.6%増）となりました。

損益面は、増収に伴い、営業利益は13,970百万円（同18.7%増）、経常利益は13,536百万円（同11.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,957百万円（同23.0%増）となりました。

当社グループの部門別の状況は、次のとおりであります。

【特装車部門】

売上高	営業利益	◆主要な事業内容 ダンプトラック、タンクローリ、テールゲートリフタ、 脱着ボデートラック、塵芥車等の特装車及びその部品 等の製造、販売及び修理並びにトレーラ、林業機械等 の製造、販売
108,204 百万円 前年度比7.6%増(↑)	4,899 百万円 前年度比111.8%増(↑)	

車体等の製造販売は、受注、売上ともに増加いたしました。

また、保守・修理事業も、受注、売上ともに増加いたしました。

このほか、林業機械等は、受注は減少し、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は122,508百万円（前年度比14.7%増）、売上高は108,204百万円（同7.6%増）となり、営業利益は4,899百万円（同111.8%増）となりました。

【パーキングシステム部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 機械式立体駐車設備及び航空旅客搭乗橋の製造、販売 及び保守
45,748 百万円	3,333 百万円	
前年度比10.7%増(↑)	前年度比20.5%増(↑)	

機械式駐車設備は、受注は減少し、売上は増加いたしました。

また、航空旅客搭乗橋も、大口案件を受注した前年度に比べ受注は減少し、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は44,141百万円（前年度比18.8%減）、売上高は45,748百万円（同10.7%増）となり、営業利益は3,333百万円（同20.5%増）となりました。

【産機・環境システム部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 自動電線処理機、真空成膜装置、ダイレクトドライブ モータ等の製造及び販売並びにごみ中継施設、破碎・ 選別回収システム等の製造及び販売
33,270 百万円	2,208 百万円	
前年度比22.6%減(↓)	前年度比34.3%減(↓)	

メカトロニクス製品は、真空製品の受注及び売上が減少した結果、分野全体でも受注、売上ともに減少いたしました。

また、環境関連事業は、大口案件を受注した前年度に比べ、受注は減少し、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は36,489百万円(前年度比30.6%減)、売上高は33,270百万円(同22.6%減)となり、営業利益は2,208百万円(同34.3%減)となりました。

【流体部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 水中ポンプ、水処理関連設備・機器の製造、販売及び 保守修理
27,512 百万円	4,382 百万円	
前年度比4.5%増(↑)	前年度比6.8%増(↑)	

国内、海外ともに需要が堅調に推移し、受注及び売上が増加した結果、当部門の受注高は28,693百万円（前年度比8.9%増）、売上高は27,512百万円（同4.5%増）となり、営業利益は4,382百万円（同6.8%増）となりました。

【航空機部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 救難飛行艇、訓練支援機等の航空機及び航空機部品等の製造、販売及び修理
33,706 百万円	1,970 百万円	
前年度比5.6%増(↑)	前年度比9.9%減(↓)	

防衛省向けは、受注、売上ともに増加いたしました。

また、民需関連も、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は42,891百万円（前年度比31.2%増）、売上高は33,706百万円（同5.6%増）となりましたが、ボーイング社におけるストライキに伴う同社向け製品の生産数の減少により、営業利益は1,970百万円（同9.9%減）となりました。

【その他部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容 住宅、ごみ処理施設等の建設、不動産業、人材派遣業、コンピュータ利用システムの開発設計請負業等
18,000 百万円	1,462 百万円	
前年度比28.9%増(↑)	前年度比119.2%増(↑)	

建設事業において、受注が減少したものの、売上が増加した結果、当部門の受注高は16,774百万円（前年度比9.8%減）、売上高は18,000百万円（同28.9%増）となり、営業利益は1,462百万円（同119.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,541百万円であり、その主なものは特装車部門及び流体部門における生産設備の更新や合理化であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金の満期が到来したことから、金融機関から長期借入金32,000百万円の借換を実施しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年10月2日付で、当社の連結子会社であるKOREA VACUUM LIMITED（主な事業内容：真空装置、車両用部品の製造等）について、同社の創業者を含む少数株主7名から同社株式合計48,482株（持株比率合計17.6%）を追加取得いたしました。これにより、同社に対する当社の持株比率は94.1%となっております。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2030年度までの10か年にわたる長期経営計画〔SG-Vision 2030〕を策定し、当社グループが目指す2030年度における姿を表した「長期ビジョン」の実現及び各種経営指標達成を目指しております。そして本計画の適用期間を3つのPhase（段階・期間）に分け、各Phaseについて中期経営計画を立案・推進しております。

① 長期経営計画〔SG-Vision 2030〕

長期経営計画 (目標値)	Sustainable Growth with Vision 2030－価値創造による持続的成長－ 〔SG-Vision 2030〕活動期間：2021年度～2030年度			
	長期ビジョン グローバルな社会ニーズに応え、都市・輸送・環境インフラの高度化に貢献する 価値共創カンパニーを目指します。			
	連結売上高	海外売上高	ROE	ROIC
	4,000億円以上	1,000億円以上	12%以上	10%以上
中期経営計画 (活動期間)	2021～2023年度	2024～2026年度	2027～2030年度	
	Phase 1 【転換】	Phase 2 【拡大】	Phase 3 【飛躍】	

（為替前提：1ドル＝140円）

② 中期経営計画【SG-2026】

長期経営計画のPhase2【拡大】に該当する2024年度から2026年度の期間を中期経営計画【SG-2026】と定め、経営指標と基本方針に則り経営活動に取り組んでおります。

ア.【SG-2026】主な経営指標

	連結売上高	連結営業利益	海外売上高	ROE	ROIC
目標値	3,200億円	180億円	800億円	10%以上	7%以上

(為替前提：1ドル＝140円)

イ. 基本方針

① 持続的成長の実現 海外展開の加速：東南アジア・オセアニア・北米への展開強化 戦略的M&Aの実施：海外拡大、新事業創出への積極的活用 DX推進による新たな価値の創造：データ活用による価値創造、新たなビジネスモデルの開発 新事業創出：事業シナジー、社外との価値共創による新事業創出
② 事業ポートフォリオ・マネジメント ROICを基準に事業ポートフォリオを「成長力強化事業」と「収益力強化事業」に区分 「成長力強化事業」：パーキングシステム部門、産機・環境システム部門、流体部門 「収益力強化事業」：特装車部門、航空機部門
③ ROIC経営の浸透と推進 ROIC逆ツリー展開、適正なキャッシュ・アロケーション
④ 人的資本の強化 成長戦略に則った人材の獲得・育成、従業員エンゲージメントの向上
⑤ 製品・サービスを通じた環境、社会への貢献 GHG（温室効果ガス）プロトコル Scope 1・2 のグループ会社への展開、Scope 3 の導入 ステークホルダーへの提供価値の拡大による企業価値の向上
⑥ リスクマネジメント・コンプライアンスの強化 気候変動や人権問題等の事業リスクのモニタリング、大規模自然災害や情報セキュリティへの対策強化、高いコンプライアンス意識の醸成等

2025年度は【SG-2026】の折り返しにあたる重要年度と認識し、事業活動を通じて収益力のさらなる向上、生産性や資本効率の改善など、掲げております経営目標の達成に向けて取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、当社グループがこれらの課題に対処していくにあたり、これまでと変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (当連結会計年度) (2024年度)
受 注 高(百万円)	263,163	267,159	291,370	291,499
売 上 高(百万円)	216,823	225,175	257,060	266,441
営 業 利 益(百万円)	10,569	9,293	11,765	13,970
経 常 利 益(百万円)	11,821	9,902	12,106	13,536
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,907	7,313	7,279	8,957
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	104.96	111.00	110.38	135.61
R O E (%)	7.7	7.6	7.1	8.2
R O I C (%)	5.1	4.4	5.3	6.0
総 資 産(百万円)	221,206	226,907	260,102	266,443
純 資 産(百万円)	94,261	100,439	108,734	113,066

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

① 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 明 和 工 務 店	百万円 480	% 100	土木建築の設計施工
新明和オートエンジニアリング株式会社	300	100	輸送関連機械等の販売及び保守修理
イ ワ フ ジ 工 業 株 式 会 社	300	100	林業機械等の製造、販売及び修理
大 亜 真 空 株 式 会 社	100	100	真空技術を利用した各種機械製造
東 邦 車 輻 株 式 会 社	100	100	特装車及びその部品の製造、販売及び修理
新明和パークテック株式会社	100	100	機械式駐車設備の設計、製造及び保守
新明和ソフトテクノロジー株式会社	100	100	コンピュータ利用システムの開発及び機械器具類等の設計請負
新明和ウエステック株式会社	100	100	環境施設の運営
Thai ShinMaywa Co., Ltd.	百万バーツ 1,080	100	特装車部品、水中ポンプ等の製造及び販売
KOREA VACUUM LIMITED	千ウォン 1,499,000	94.1	真空装置、車両用部品の製造等

- (注) 1. 当社の連結子会社であり、かつ新明和オートエンジニアリング株式会社の連結子会社（完全子会社）でもある大和総業株式会社（主要な事業内容：特装車・油圧機器の部品販売及び保守修理等）及び株式会社森安自動車工作所（主要な事業内容：特装車・油圧機器の部品販売及び保守修理等）の2社について、特装車サービス体制の強化を図ることを目的として、2024年4月1日付で、大和総業株式会社を存続会社、株式会社森安自動車工作所を消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより株式会社森安自動車工作所は消滅し、当社の連結子会社は1社減少しております。なお、存続会社である大和総業株式会社は、同日付で、その商号を「株式会社エー・エス・エヌ」へと変更するとともに、経営基盤の強化等を目的として資本金を10百万円から100百万円に増資いたしました。
2. 当社の連結子会社（完全子会社）である大亜真空株式会社は、2024年5月2日付で、資本金を135百万円から100百万円に減資いたしました。
3. 当社の連結子会社であるShinMaywa (Asia) Pte.Ltd.（主な事業内容：航空旅客搭乗橋の組立、保守及び修理）は、ベトナム社会主義共和国における航空旅客搭乗橋の事業拡大を図るため、2024年7月4日付で、同国に同社の完全子会社となるShinMaywa (Asia) Vietnam Company Limited（主な事業内容：航空旅客搭乗橋の製造、販売、据付及び保守）を設立しました。ShinMaywa (Asia) Vietnam Company Limitedは、当社の連結子会社となります。
4. 当社は、2024年10月2日付で、当社の連結子会社であるKOREA VACUUM LIMITEDについて、同社の創業者を含む少数株主7名から同社株式合計48,482株（持株比率合計17.6%）を追加取得いたしました。これにより、同社に対する当社の持株比率は94.1%となっております。

5. 当社の完全子会社である新明和（重慶）環保科技有限公司について、売上高及び利益面での重要性が増したことを受けて、当事業年度から同社を当社の連結子会社に加えております。
6. 以上の子会社の異動等の結果を含めた2025年3月31日現在における当社の連結子会社は、上記表中の子会社10社を含め、30社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び当社の連結子会社（完全子会社）である東邦車輛株式会社（主な事業内容：特装車及びその部品の製造、販売及び修理）は、2024年11月12日、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法に違反する行為を行っていた疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。同事案は、現在も公正取引委員会による調査が継続しており、当社及び東邦車輛株式会社は、この調査に全面的に協力しております。

また、当社は、2025年3月25日、機械式駐車装置の設置工事に関して、他の機械式駐車装置の製造販売業者と共同して、あらかじめ供給予定者を決定し、同供給予定者が供給できるようにする独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金の額：5,587万円。なお、この課徴金の額は、課徴金減免制度の適用により30%減額されたものであります。）を受けました。

当社は、これら一連の事態を厳粛に受け止め、役職員に対して法令順守に関する教育を実施するなど、排除措置命令において命じられた内容を誠実に執行し、コンプライアンス体制の強化に向けた取り組みを進めております。

2. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	五十川 龍 之	
取 締 役	石 丸 寛 二	副社長執行役員（技術・サステナビリティ担当）
取 締 役	西 岡 彰	専務執行役員（法務・人事総務・人事教育担当） 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長
取 締 役	久 米 俊 樹	常務執行役員 財務部長
取 締 役	梶 原 敬 士	常務執行役員 新事業戦略本部長（営業・国際担当、サステナビリティ副担当）
取 締 役	荻 田 祥 史	
取 締 役	長 井 聖 子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授 王子ホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	梅 原 俊 志	不二製油グループ本社株式会社 社外取締役 第一稀元素化学工業株式会社 社外取締役 株式会社 J C C L 代表取締役
常 勤 監 査 役	西 田 幸 司	
常 勤 監 査 役	島 坂 忠 宏	
監 査 役	金 田 友三郎	
監 査 役	杵 山 栄 理	はばたき総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社リニカル 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外監査役 神戸大学大学院法学研究科 法曹実務教授
監 査 役	木 村 文 彦	カツヤマキカイ株式会社 社外監査役 公益財団法人京都大学教育研究振興財団 監事 木村文彦公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 荻田祥史氏、長井聖子氏及び梅原俊志氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は取締役 荻田祥史氏、長井聖子氏及び梅原俊志氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役として、独立役員に選定しております。
2. 監査役 金田友三郎氏、杵山栄理氏及び木村文彦氏は、社外監査役であります。
 なお、当社は監査役 金田友三郎氏、杵山栄理氏及び木村文彦氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外監査役として、独立役員に選定しております。
3. 監査役 木村文彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役 梅原俊志氏が社外取締役を務める不二製油グループ本社株式会社は、2025年4月1日付で、同社の完全子会社である不二製油株式会社を吸収合併するとともに、その商号を「不二製油株式会社」に変更しております。
5. 監査役 杵山栄理氏は、2024年6月27日付でロート製薬株式会社の社外監査役に就任しました。また、同氏は、2025年3月31日をもって神戸大学大学院法学研究科 法曹実務教授の役職を退任しました。
6. 執行役員を兼務する取締役について、2025年4月1日付で執行役員としての担当等の異動を行いました。異動後の状況は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	石 丸 寛 二	副社長執行役員
取 締 役	西 岡 彰	専務執行役員 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長
取 締 役	梶 原 敬 士	常務執行役員 新事業戦略本部長（モノづくり担当）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬に関する基本方針

- ・経営理念、長期ビジョンに基づいた「中長期的な業績向上」と「持続的な企業価値の向上」を動機づける報酬体系とする。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、優秀な経営人材を確保・維持するためのインセンティブのある報酬水準とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たすことができる客観性、透明性の高い報酬体系とし、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」での審議を踏まえ、取締役会の決議により公正に決定する。

② 取締役の報酬等の体系

月額報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）、業績連動型株式報酬（業績連動・非金銭報酬）及び譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）によって構成しております。

ただし、社外取締役については、独立かつ客観的な立場から経営を監督するという役割に鑑み、月額報酬のみとし、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給しない

こととしております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

- ・月額報酬及び賞与の総額は、年額520百万円以内(うち社外取締役は月額報酬のみ年額60百万円以内とする。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とする。
- ・上記の報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための金銭債権として年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）を支給するとともに、その全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を年75,000株以内で発行又は処分する。

また、2022年6月24日開催の第98期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

- ・月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して業績連動型株式を付与するための金銭債権として年額400百万円以内を支給するとともに、その全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を年600,000株以内で発行又は処分する（業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しており、一事業年度あたりでは年額100百万円以内、年150,000株以内に相当する。）。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりであります。なお、本決定方針は、あらかじめ「指名・報酬委員会」において審議し、その審議結果を踏まえて取締役会において決議したものであります。

【月額報酬について】

- ・月額報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、職責や世間水準を勘案して決定する。
- ・月額報酬を与える時期は、取締役の任期（選任後1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。）中の毎月とする。

【賞与について】

- ・賞与の額を算定する指標は、親会社株主に帰属する当期純利益、営業利益及びROICとする。これらの指標を選択した理由は、株主に対する配当の原資となる親会社株主に帰

属する当期純利益と、事業活動によって生み出されるものである営業利益及び投下資本に対する税引後営業利益の割合を重要視しているためである。

- ・賞与の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位等を勘案して、取締役会において決定する。具体的には、まず親会社株主に帰属する当期純利益をベースとして取締役社長の賞与水準を算定し、これに役位別の係数を乗じて他の取締役の賞与水準を算定した後、営業利益やROICの増減、「中長期戦略の実現」に向けて当事業年度に取り組んだ中長期的な要素を加味し、世間水準も考慮の上、個別の賞与支給額を決定する。
- ・賞与を与える時期は、定時株主総会の終了後の7月とする。

【業績連動型株式報酬について】

- ・当社の普通株式を付与するための金銭報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位や在任期間及び中期経営計画期間における業績目標達成度に応じて、取締役会において決定する。
- ・当社の普通株式を付与するための金銭報酬を与える時期は、業績評価期間である中期経営計画期間（3又は4事業年度）が終了した翌事業年度の7月に当該中期経営計画期間分を一括支給することとする。
- ・業績評価指標は、業績評価期間における累積連結営業利益及び単純平均連結ROEとする。これらの指標を選択した理由は、中期経営計画における業績目標の指標として連結営業利益及び連結ROEを採用しているためである。

【譲渡制限付株式報酬について】

- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位や世間水準を勘案して、取締役会において決定する。
- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬を与える時期は、毎年7月に年額を一括支給することとする。

【月額報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合について】

- ・賞与の額は業績等に応じて年度ごとに変動すること、また中期経営計画ごとに業績連動型株式報酬の支給額を変動させることから、月額報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給割合は年度ごとに変動させるものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬等を決定するにあたっては、それらの議案を取締役に付議する前に、社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」にその内容を諮問し、その妥

当性等について審議・答申することとしております。

- ・取締役会においては、取締役の個人別の報酬等の額の決定を、代表取締役 取締役社長 五十川龍之に一任することを決議しております。
- ・かかる権限を代表取締役に委任することとした理由は、取締役の職務執行に対する評価は、各取締役が担当する業務の内容と、それらに対する各取締役の具体的な取り組み内容を詳細かつ俯瞰的に把握することができる立場にある代表取締役が行うことが適していると考えたためであります。
- ・なお、代表取締役に委任した権限が適切に行使されるようにするため、取締役会が委任決議をするにあたっては、代表取締役は「指名・報酬委員会」の審議結果を踏まえて具体的な報酬等の額を決定すべきこととしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」において、あらかじめ上記の決定方針との整合性も含めた審議が行われており、その審議結果を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、同決定内容は、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

2012年6月26日開催の第88期定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。なお、監査役には、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給しないこととしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役3名）であります。

⑧ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬		譲渡制限付 株式報酬	
			賞与	株式報酬		
取締役 (うち社外取締役)	328 (28)	182 (28)	88 (一)	27 (一)	31 (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	54 (18)	54 (18)	—	—	—	5 (3)

- (注) 1. 当事業年度の末日（2025年3月31日）時点における取締役及び監査役の在籍人員は13名（取締役8名、監査役5名）であります。なお、上記の表の取締役の員数及び「株式報酬」の額には、業績連動報酬のうち株式報酬の支給対象である、当事業年度前に退任した取締役1名及び同人に対する支給額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬のうち賞与の額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 業績連動報酬のうち株式報酬の額は、業績評価期間である中期経営計画期間にわたって費用を計上する業績連動型株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
6. 業績連動型報酬の業績評価指標である親会社株主に帰属する当期純利益、営業利益、ROE及びROICの実績は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

【ご参考】指名・報酬委員会について

当社は、取締役、執行役員等の役員に関する人事、報酬等の透明性及び妥当性を高めるべく「指名・報酬委員会」を設置しており、役員候補者の選定、役員の報酬を決定するにあたっては、あらかじめ同委員会に諮問することとしております。当事業年度の末日（2025年3月31日）現在、同委員会の委員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 職 業 等	指名・報酬委員会における地位
苅 田 祥 史	当社社外取締役	委員長
長 井 聖 子	当社社外取締役	委員
梅 原 俊 志	当社社外取締役	委員
五十川 龍 之	当社代表取締役 取締役社長	委員

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第101期	第100期(ご参考)	科 目	第101期	第100期(ご参考)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	179,037	178,056	流 動 負 債	93,393	122,415
現 金 及 び 預 金	28,474	23,382	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	31,302	34,166
受取手形、売掛金及び契約資産	74,864	83,163	1年内償還予定の社債	—	800
電 子 記 録 債 権	10,605	7,977	短 期 借 入 金	6,198	7,580
商 品 及 び 製 品	5,301	5,405	1年内返済予定の長期借入金	1,000	29,235
仕 掛 品	27,564	24,147	未 払 費 用	15,414	12,777
原材料及び貯蔵品	29,075	29,131	未 払 法 人 税 等	4,450	4,223
その他の流動資産	3,475	5,052	契 約 負 債	16,147	14,130
貸 倒 引 当 金	△324	△203	役 員 賞 与 引 当 金	322	277
			製 品 保 証 引 当 金	179	99
			工 事 損 失 引 当 金	3,166	3,351
			そ の 他 の 流 動 負 債	15,211	15,771
			固 定 負 債	59,983	28,952
固 定 資 産	87,406	82,046	長 期 借 入 金	44,000	13,000
有形固定資産	49,550	45,008	繰 延 税 金 負 債	113	102
建 物 及 び 構 築 物	19,842	19,713	再評価に係る繰延税金負債	48	47
機械装置及び運搬具	6,876	6,901	退職給付に係る負債	13,415	13,336
土 地	14,623	13,842	そ の 他 の 固 定 負 債	2,405	2,466
建 設 仮 勘 定	5,664	2,157	負 債 合 計	153,377	151,367
その他の有形固定資産	2,542	2,393	(純 資 産 の 部)		
無形固定資産	2,898	2,619	株 主 資 本	104,657	100,333
投資その他の資産	34,957	34,417	資 本 金	15,981	15,981
投 資 有 価 証 券	14,483	14,944	資 本 剰 余 金	14,844	15,660
長 期 貸 付 金	346	371	利 益 剰 余 金	79,414	74,445
退職給付に係る資産	5,737	5,421	自 己 株 式	△5,582	△5,753
繰 延 税 金 資 産	8,388	7,514	その他の包括利益累計額	7,369	6,675
そ の 他 の 投 資 等	6,014	6,180	その他有価証券評価差額金	2,534	2,889
貸 倒 引 当 金	△12	△14	土 地 再 評 価 差 額 金	△377	△376
資 産 合 計	266,443	260,102	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,494	3,027
			退職給付に係る調整累計額	1,718	1,134
			非支配株主持分	1,039	1,725
			純 資 産 合 計	113,066	108,734
			負 債 純 資 産 合 計	266,443	260,102

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第101期	第100期（ご参考）
売上高	266,441	257,060
売上原価	221,688	216,233
売上総利益	44,753	40,827
販売費及び一般管理費	30,783	29,062
営業利益	13,970	11,765
営業外収益	997	1,824
受取利息及び配当金	422	380
持分法による投資利益	23	144
雑収益	551	1,299
営業外費用	1,430	1,483
支払利息	461	455
雑損失	968	1,027
経常利益	13,536	12,106
特別利益	257	79
固定資産売却益	176	79
投資有価証券売却益	81	—
特別損失	529	511
固定資産処分損	304	104
投資有価証券評価損	168	—
独占禁止法関連損失	55	—
事業整理損	—	406
税金等調整前当期純利益	13,265	11,674
法人税、住民税及び事業税	5,123	5,325
法人税等調整額	△1,008	△1,367
当期純利益	9,150	7,716
非支配株主に帰属する当期純利益	192	436
親会社株主に帰属する当期純利益	8,957	7,279

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

新明和工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新明和工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新明和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は機械式駐車装置の販売に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会といたしましては、当社グループ全体において再発防止措置等が講じられていることを確認しており、引き続きこれらの取り組み状況について監視・検証してまいります。また、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、引き続き今後の推移及び当社の対応を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

新明和工業株式会社 監査役会

常勤監査役 西 田 幸 司 ㊞

常勤監査役 島 坂 忠 宏 ㊞

社外監査役 金 田 友三郎 ㊞

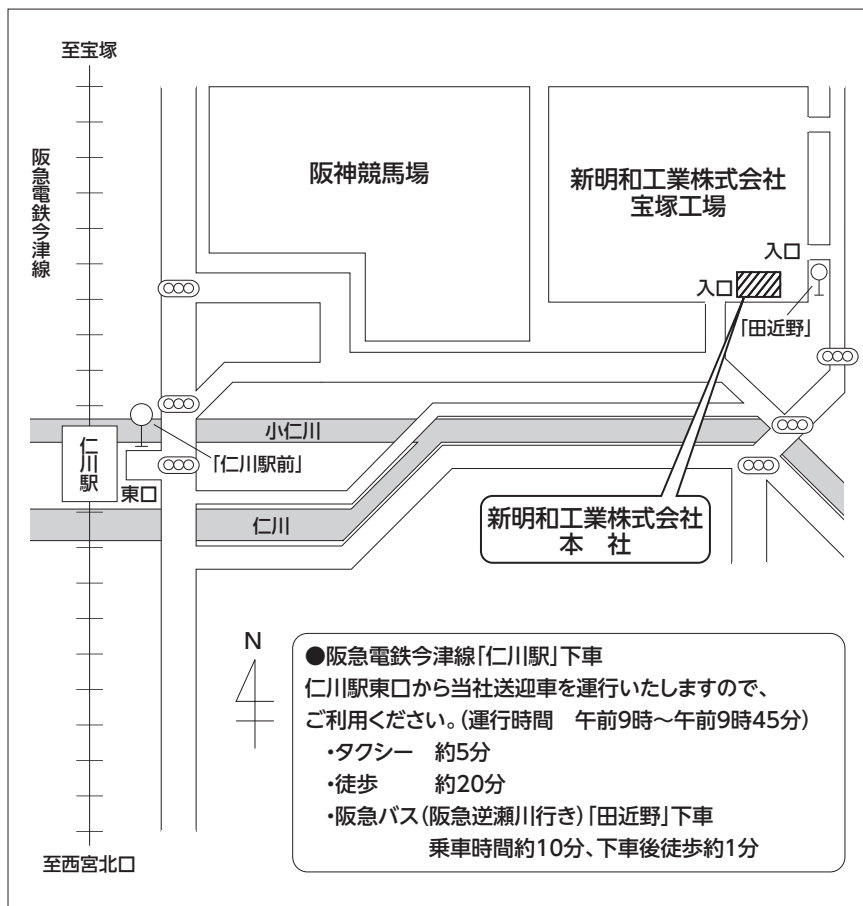
社外監査役 杵 山 栄 理 ㊞

社外監査役 木 村 文 彦 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
当社本社5階大会議室
T E L (0798)56-5000(代表)



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



本紙は、植物油インキを
使用しております。